

TACビジネス実務法務検定講座

体験入学用テキスト

2級基本講義
第1回



資格の学校
TAC

【ご案内】

この「体験教材」は、「2級基本講義」第1回の講義で使用するテキストを抜粋したものとなっております。

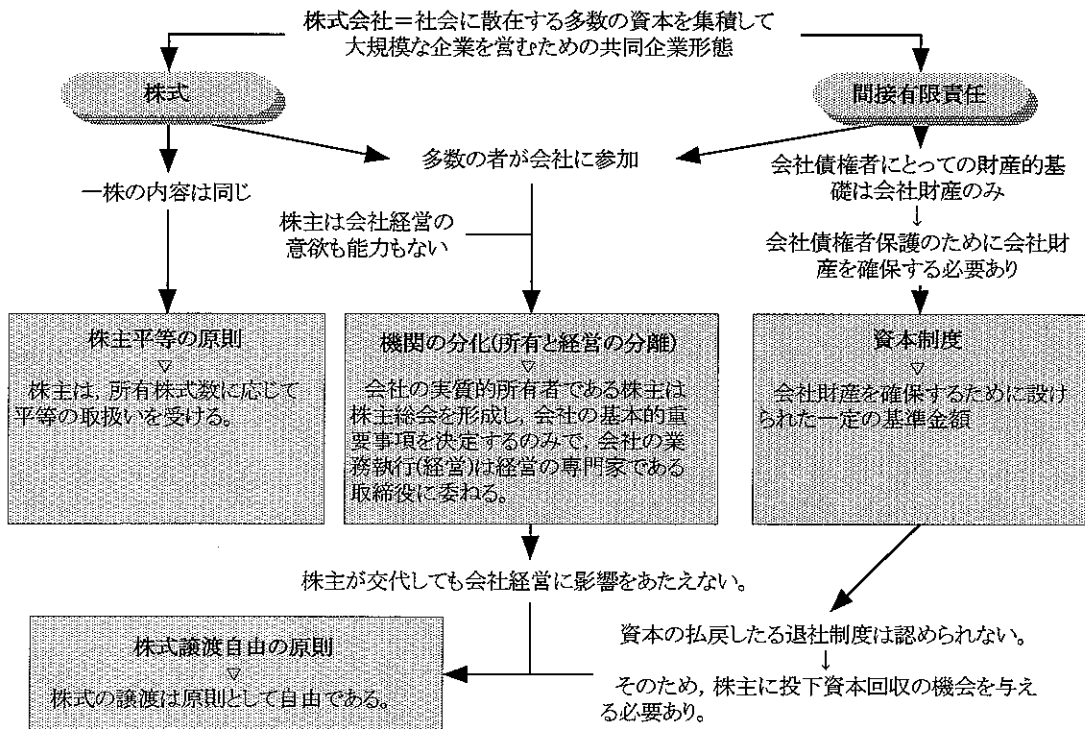
※当教材掲載の内容は、2009年合格目標コースのものです。

第1編 取引を行う主体

第1章 株式会社のしくみ

第1節 株式会社のしくみ

《株式会社の全体構造》



theme01 会社債権者と株式会社

株式会社の本質は、株式と間接有限責任である。株主が間接有限責任しか負わない結果、株式会社では、会社の対外的債務の引当てとなるのは会社財産のみとなる。従って、会社財産を維持・確保することによって会社債権者を保護する必要がある。

theme02 株式会社の経営機構－株式会社の機関

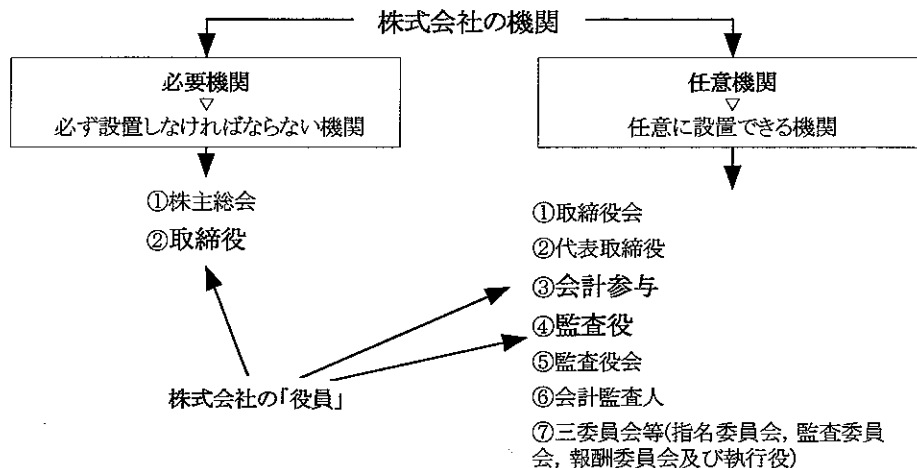
1. 所有と経営の分離

株式会社では株主は数が多く、その責任が有限であること(間接有限責任)から、株主と会社との関係が薄いため、自ら経営にあたらうとしないし、それは実際不可能である。そこで、会社経営の合理化の要請から、株式会社においては株主は株主総会において会社の基本事項のみを決し、実際の経営は、経営の専門家である取締役に委ねられている(所有と経営の分離)。

2. 株式会社の機関の種類

①法人の機関とは、法律又は法人の定款により、対内的に法人の業務を管理し、対外的に法人を代表して活動する自然人又はその集団である。

②株式会社の機関には、株主総会・取締役(取締役会、代表取締役)・会計参与・監査役(監査役会)・会計監査人・三委員会等(指名委員会、監査委員会、報酬委員会及び執行役)がある。このうち、取締役、会計参与及び監査役が株式会社の「役員」と規定されている(会社法329条1項)。



3. 株式会社の種類

このように機関設計の自由化が認められたが、当該会社が、公開会社であるか否か、あるいは大会社であるか否かにより、選択し得る機関設計は異なる。

(1) 公開会社

(a) 公開会社とは

① 公開会社とは、その発行する全部又は一部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について株式会社の承認を要する旨の定款の定めを設けていない株式会社をいう(会社法2条5号)。

② 株式がいずれかの証券取引所に上場されているかどうかは問わない。

③ 平成17年会社法制定により、株式の譲渡制限は株式の内容の問題とされたので、1つの株式会社が、譲渡制限を付した株式と譲渡制限を付していない株式の両方を発行することが可能となった。この場合、その会社は公開会社として扱われる。

【基礎知識－譲渡制限株式】

譲渡制限株式とは、株式会社がその発行する全部又は一部の株式の内容として、譲渡による当該株式の取得について、当該株式会社の承認を要する旨の定めを設けている場合における当該株式をいう(会社法2条17号)。これは現実によく存在する閉鎖会社の経営の安定化を図るため認められた制度である。

以下、このテキストでは「公開会社でない株式会社」を「非公開会社」と表記する(但し、過去問については除く)。

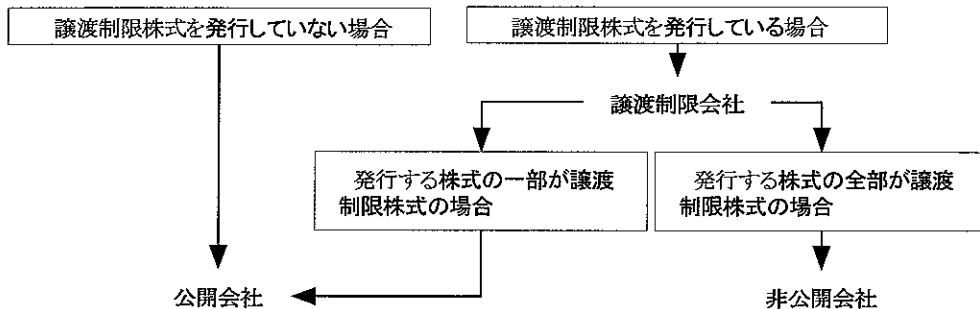
公開会社 ▽	非公開会社(公開会社でない株式会社) ▽
その発行する全部又は一部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について株式会社の承認を要する旨の定款の定めを設けていない株式会社をいう(会社法2条5号)。	その発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について株式会社の承認を要する旨の定款の定めを設けている株式会社をいう。

(b) 譲渡制限会社との関係

非公開会社と類似する概念として、「譲渡制限会社」という概念がある。

譲渡制限会社とは、その発行する全部又は一部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について株式会社の承認を要する旨の定款の定めを設けている株式会社をいう。即ち、譲渡制限株式を発行している会社をいう。

譲渡制限会社と公開会社・非公開会社の関係は以下のとおりである。



過去問チャレンジ



・第19回一問07(改題) 次の記述は正しいか。

公開会社でない会社が、株式譲渡制限を廃止したとしても、その会社が証券市場に上場していなければ、会社法上の公開会社には当たらず、公開会社を対象とする規制の適用は受けない。

[解答]誤り。上場していなくても、定款による譲渡制限を設けていない会社は公開会社である(会社法2条5号)。即ち、公開会社か否かの問題と、上場会社か否かの問題は無関係である。

(2)大会社

大会社とは、①最終事業年度にかかる貸借対照表に資本金として計上した額が5億円以上であること、②最終事業年度にかかる貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が200億円以上であること、のいずれかに該当する株式会社をいう(会社法2条6号)。

資本ないし負債の金額が一定額以上の会社は、一般に会社債権者などの利害関係人が多数にのぼり、社会に与える影響も大きいので、会計監査人を設置しなければならないなど、大会社でない会社とは異なる規律に服する。

大会社 ▽	非大会社(大会社以外の会社) ▽
①最終事業年度にかかる貸借対照表に資本金として計上した額が5億円以上であること、②最終事業年度にかかる貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が200億円以上であること、のいずれかに該当する株式会社をいう(会社法2条6号)。	大会社以外の会社をいう。 ※平成17年会社法制定により、中会社・小会社の区分は廃止された。

4.機関設計

(1)機関の設置の条件

機関設計における条件は以下の通りである(会社法326条～328条)。

(a)必要機関 ▽	(b)取締役会の設置 ▽	(c)会計監査人の設置 ▽	(d)会計参与 ▽
すべての株式会社は、株主総会と取締役を設置しなければならない。	①取締役会の設置は任意である。 ②取締役会を設置する場合には、監査役(監査役会)又は三委員会等のいずれかを設置しなければならない。 ③公開会社でなく、かつ大会社ではない株式会社においては、会計参与を設置すれば、取締役会を設置する場合であっても、監査役(監査役会)及び三委員会を設置しないことが認められる。 ④監査役会又は三委員会等を設置するには、取締役会を設置しなければならない。	①会計監査人を設置する場合には、監査役(監査役会)又は三委員会等のいずれかを設置しなければならない。 ②三委員会等を設置するには、会計監査人を設置しなければならない。 ③監査役(監査役会)と三委員会等を同時に設置することはできない。	会計参与はすべての会社において任意に設置することができる。

(2) 選択しうる機関設計

当該会社が、公開会社であるか否か、あるいは大会社であるか否かにより、選択し得る機関設計が制限される場合がある。具体的には、以下のとおりである。

- ① 公開会社は取締役会を設置しなければならない。
- ② 大会社は会計監査人を設置しなければならない。
- ③ 公開会社である大会社は監査役会又は三委員会等のいずれかを設置しなければならない。

	株主総会&取締役	取締役会	監査役等	会計監査人	会計参与	非公開会社かつ非大会社	非公開会社かつ大会社	公開会社かつ非大会社	公開会社かつ大会社
第1類型	必要	設置せず	設置せず	設置せず	設置せず	○			
第2類型	必要	設置せず	設置せず	設置せず	設置する	○			
第3類型	必要	設置せず	監査役	設置せず	設置せず	○			
第4類型	必要	設置せず	監査役	設置せず	設置する	○			
第5類型	必要	設置せず	監査役	設置する	設置せず	○	○		
第6類型	必要	設置せず	監査役	設置する	設置する	○	○		
第7類型	必要	設置する	設置せず	設置せず	設置する	○			
第8類型	必要	設置する	監査役	設置せず	設置せず	○		○	
第9類型	必要	設置する	監査役	設置せず	設置する	○		○	
第10類型	必要	設置する	監査役	設置する	設置せず	○	○	○	
第11類型	必要	設置する	監査役	設置する	設置する	○	○	○	
第12類型	必要	設置する	監査役会	設置せず	設置せず	○		○	
第13類型	必要	設置する	監査役会	設置せず	設置する	○		○	
第14類型	必要	設置する	監査役会	設置する	設置せず	○	○	○	○
第15類型	必要	設置する	監査役会	設置する	設置する	○	○	○	○
第16類型	必要	設置する	委員会	設置する	設置せず	○	○	○	○
第17類型	必要	設置する	委員会	設置する	設置する	○	○	○	○

過去問チャレンジ



・第21回一問02 次の記述は正しいか。

会社法上、公開会社が取締役会を設置するか否かは任意とされており、取締役会を設置しない場合には、原則として、個々の取締役が会社の業務執行に関する意思決定をすることができる。

【解答】誤り。公開会社は取締役会を設置しなければならない。

第2節 株式会社の設立

株式会社の設立とは、会社という1個の営利社団法人がその実体を形成するとともに、法人格を取得する手続をいう(民法33条、会社法3条)。

theme01 設立の手続

1. 手続の概要・種類

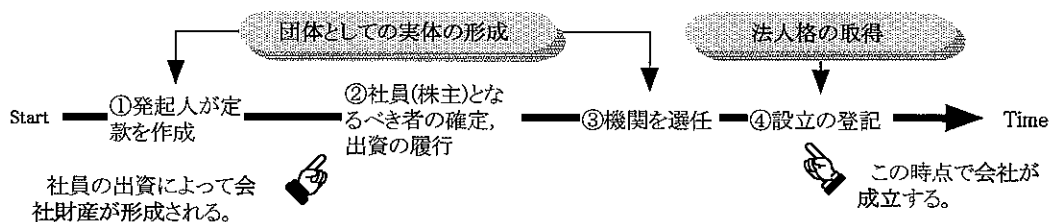
株式会社の設立の手続は、団体としての実体の形成と法人格の取得から構成される。

(1) 団体としての実体の形成

実体の形成は、①発起人が定款を作成し(会社法26条)、②社員(株主)となるべき者を集め(会社法57条)、出資を履行させ(会社法34条・63条)、③機関を選任(会社法38条等)することによりなされる。

(2) 法人格の取得

そして、株式会社は、その本店所在地で設立登記をすることにより成立し(会社法49条)、設立手続が終了する。

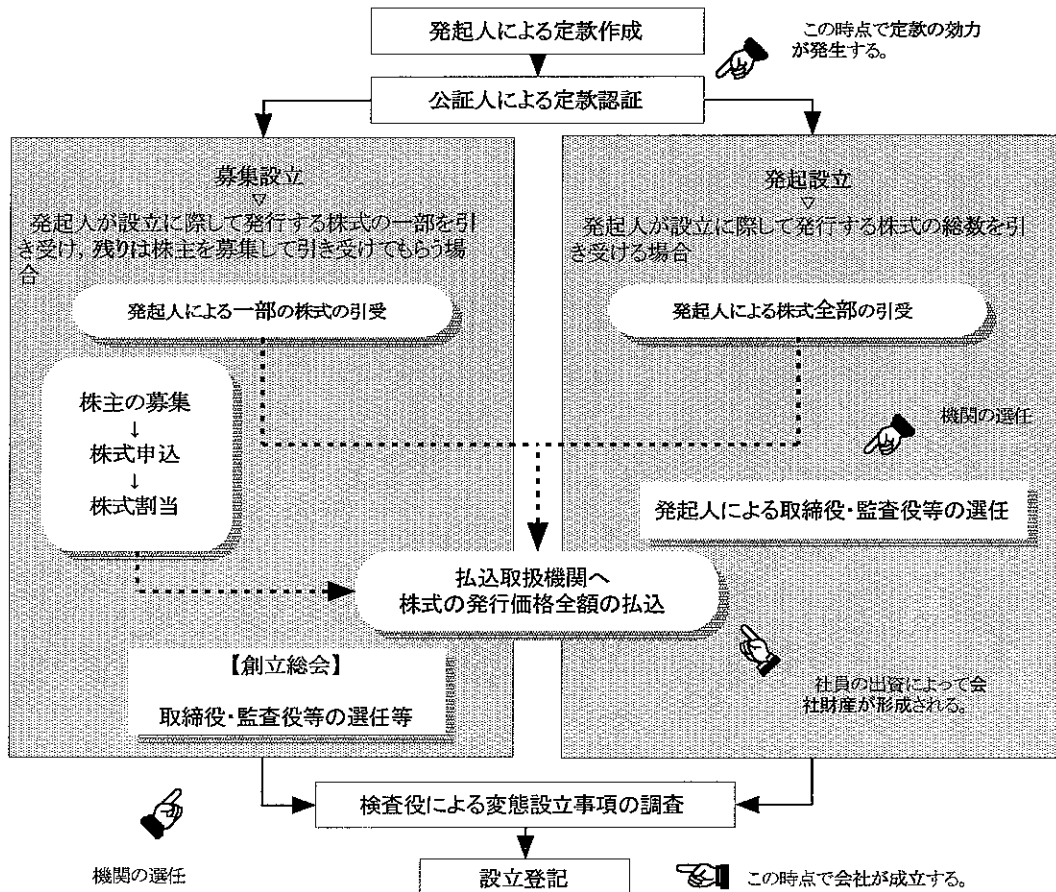


【基礎知識】

1. 発起人とは、定款に、発起人としてその氏名・名称及び住所を記載し、又は記録された者をいう(会社法27条5号)。発起人は、いわば設立の企画者である。
2. 定款とは、会社の根本規則をいう。

2. 設立手続の種類

設立手続には、発起設立と募集設立の2種類があり、以下の点で違いがある。



過去問チャレンジ

・第11回－問03 次の記述は正しいか。

株式会社を設立するには、発起人A、B、Cだけで発行する株式の全部を引き受けることはできず、A、B、Cはそれぞれ株式の一部を引き受け、残りの株式について株主を募集しなければならない。

[解答]誤り。発起設立も認められている。

・第18回－問10(改題) 次の記述は正しいか。

個人事業としてオフィス事務用品の販売を行っていたAは、自らが発起人となってX株式会社を設立し、今後はX社名義で営業を行うこととした。Aのみが発起人である場合には、発起設立の手続によらなければならない、募集設立の手続によることはできない。

[解答]誤り。このような規制はない。

3.定款の作成

(1)発起人全員の署名又は記名押印

定款とは会社の根本規則である。会社設立時に作成される定款を**原始定款**という。定款の作成は以下のようになされる。

①定款は、発起人が会社法で決められた事項を記載(記録)して作成し、**発起人全員**が署名又は記名押印する。

過去問チャレンジ



・第13回一問10 次の記述は正しいか。

A・B・Cは、発起人となってX株式会社を設立するため、定款を作成しようとしている。定款には発起人の署名が必要であるが、この署名は、代表者の署名だけがあればよく、例えばAが代表者の場合にはAの署名があれば足りる。

[解答]誤り。発起人全員が、定款に署名又は記名押印することが必要である。

②定款は電磁的記録をもって作成することもできる。この場合には、署名又は記名押印に代えて電子署名の方法をとる必要がある(会社法26条2項)。

(2)定款の効力発生要件－公証人の認証

①定款は公証人の認証を受けてはじめて効力を生じる(会社法30条1項)。

②定款を電磁的記録により作成する場合でも、公証人の認証は必要である。

過去問チャレンジ



・第10回一問08(改題) 次の記述は正しいか。

定款とは会社の根本規則であり、これは発起人が会社法で決められた事項を記載して作成し、発起人全員がこれに署名または記名押印する。定款は、後日の紛争を避けるために公証人の認証を受けなければならないが、認証自体が定款の効力発生要件というわけではない。

[解答]誤り。定款は公証人の認証を受けてはじめて効力を生じる。即ち、公証人の認証は定款の効力発生要件であると言える。

・第18回一問10(改題) 次の記述は正しいか。

定款を電磁的記録により作成する場合には、公証人の認証は不要である。

[解答]誤り。定款を電磁的記録により作成する場合でも、公証人の認証は必要である。

(3)定款の記載事項

定款の記載事項は、①絶対的記載事項、②相対的記載事項、③任意的記載事項に分かれる。

《定款の記載事項の種類》

絶対的記載事項 ▽	相対的記載事項 ▽	任意的記載事項 ▽
定款に必ず記載しなければならない事項である。	記載すれば記載どおりの効力が認められる事項である。	記載すれば記載どおりの効力が認められる事項である。
かかる記載事項を1つでも欠けば定款は無効となる。	かかる記載事項がなくても定款は無効とならない。	かかる記載事項がなくても定款は無効とならない。
	相対的記載事項は、定款で定めないとその事項の効力は認められない。	任意的記載事項は、定款で定めなくてもその事項の効力は認められる。

過去問チャレンジ



・第10回一問08 次の記述は正しいか。

定款の記載事項としては、記載しなければ定款が無効となる絶対的記載事項と、定款に記載しなくても定款の効力に影響はないが記載を欠くとその事項の効力が生じない相対的記載事項があるが、これら以外の事項を任意的記載事項として定款に記載することも可能である。

【解答】正しい。

《定款の記載事項の具体的内容》

絶対的記載事項 ▽	相対的記載事項 ▽	任意的記載事項 ▽
①会社の目的(会社法27条1号) ②商号(会社法27条2号) ③本店の所在地(会社法27条3号) ④設立に際して出資される財産の価額又はその最低額(会社法27条4号) ⑤発起人の氏名又は名称及び住所(会社法27条5号)	とくに変態設立事項が重要である。 □変態設立事項 ①金銭以外の財産を出資の対象とする場合におけるその者の氏名又は名称、当該財産及びその価額並びにその者に対して割り当てる設立時発行株式の数(現物出資:会社法28条1号) ②株式会社の成立後に譲り受けることを約した場合におけるその財産及びその価額並びに譲渡人の氏名又は名称(財産引受:会社法28条2号) ③会社成立により発起人が受ける報酬その他の特別の利益及びその発起人の氏名又は名称(会社法28条3号) ④株式会社が負担する設立に関する費用(会社法28条4号) 【Point】 変態設立事項は定款に記載した上で、原則として裁判所の選任した検査役の調査を受ける必要がある。	①株式の名義書換手続 ②定時株主総会招集時期 ③総会の議長 ④取締役・監査役の数 ⑤事業年度 ⑥決算期 等

それぞれの記載事項の具体的内容は以下のとおりである。

(4)絶対的記載事項

絶対的記載事項には次の事項がある(会社法27条)。

(a)会社の目的(会社法27条1号)

会社の事業目的が把握できる程度に記載(又は記録)しなければならない。定款所定の目的は、会社の権利能力の範囲を画する意味を持つ(民法34条)。

(b)商号(会社法27条2号)

(c)本店の所在地(会社法27条3号)

本店の所在する独立の最小行政区画(市町村、東京都では区まで)を記載(又は記録)する。

【基礎知識—本店】

本店とは、会社の営業上の中心地である。最近では事業運営の便宜から登記上の本店とは別の地に事業の中心である本社を設ける会社が増えている。

(d)設立に際して出資される財産の価額又はその最低額(会社法27条4号)

会社法制定により、「設立に際して出資される財産の価額又はその最低額」を定款の絶対的記載事項とした。

(e)発起人の氏名又は名称及び住所(会社法27条5号)

発起人の氏名・住所は絶対的記載事項であるが、実務上は会社設立後に削除する旨を定款の付則において定めていることが多い。従って、原始定款以外には記載されていないことが多い。

※株式会社が発行することができる株式の総数(発行可能株式総数)について

株式会社が発行することができる株式の総数(発行可能株式総数)は、公開会社において、株主総会の決議によらずに取締役会の決定で株式を発行することができる授權資本の枠を株式数で示したものである(授權株式数)。

発行可能株式総数は、平成17年会社法制定以前は、定款の絶対的記載事項であった。発行可能株式総数は現在も定款の絶対的記載事項である。しかし、平成17年会社法制定により、発起人が割当てを受ける設立時発行株式の数を、定款作成後に発起人全員の同意で定めることが認められた(会社法32条1項1号)。そのため、発行可能株式総数を定款作成時に定める必要はなく、定款作成(認証)後、会社成立の時までに定めればよい(会社法37条・98条)。

過去問チャレンジ



・第13回一問10 次の記述は正しいか。

定款に記載しなければ定款が無効となる事項を絶対的記載事項といい、これには会社の目的・商号・本店の所在地等がある。

[解答]正しい。

・第16回一問10(改題) 次の記述は正しいか。

定款には、その作成時に、株式会社が発行することができる株式の総数を必ず記載しなければならない。

[解答]誤り。発行可能株式総数は定款作成時に定める必要はなく、定款作成(認証)後、会社成立の時までに定めればよい(会社法37条・98条)。

(5)相対的記載事項

相対的記載事項は、会社法の各条文で個別に規定されている(会社法107条2項・108条2項・326条2項等)。相対的記載事項の中では、特に変態設立事項が重要である。

変態設立事項は、設立後に株主や会社債権者の利益を害するおそれが大きいため、その内容を定款に記載又は記録し、かつ原則として裁判所の選任する検査役の調査を受けなければならない(会社法33条)。また、変態設立事項は定款に記載しないとその効力を生じない。

以下、具体的に検討する。

(a)金銭以外の財産を出資の対象とする場合におけるその者の氏名又は名称、当該財産及びその価額並びにその者に対して割り当てる設立時発行株式の数(現物出資:会社法28条1号)

①現物出資とは、金銭以外の財産による出資をいう。

【趣旨】 株式会社においては、金銭出資を原則とするが、現物出資もその必要上認められている。ただ、現物出資を自由に認めると、過大評価によって資本の充実に害されるおそれがあるため、会社法は厳格に規制している。

過去問チャレンジ



・第22回一問08 次の記述は正しいか。

株式会社の設立に際して出資の対象となる財産は金銭のみであり、不動産や有価証券等の金銭以外の財産は出資の対象とはならない。

[解答]誤り。現物出資もその内容を定款に記載又は記録すれば認められる(会社法28条1号)。

・第19回一問06 次の記述は正しいか。

Aは、プラスチック製品の製造業を営む甲株式会社の設立を計画し、自ら発起人となった。Aは、自己の所有するパソコン3台を甲社に出資することとして、所定の事項を原始定款に記載した。この場合、Aの出資は会社法上有効である。

[解答]正しい。Aの行為は現物出資に該当するので、定款の相対的記載事項に該当する。

②現物出資については、株主・会社債権者の利益を害するおそれが少ない場合に、検査役の調査を要しない旨の例外が認められてる(会社法33条10項)。

(b)株式会社の成立後に譲り受けることを約した場合におけるその財産及びその価額並びに譲渡人の氏名又は名称(財産引受:会社法28条2号)

①財産引受とは、会社の設立手続の段階で、会社の成立を条件として、成立後の会社が特定の事業用財産(営業所、工場用敷地・建物、原材料等)を譲受ける行為をいう。

【趣旨】財産の過大評価により資本の充実・維持を害する危険があるという点で現物出資と同じ危険があり、これを放置すると現物出資の潜脱方法として利用される可能性があるため、会社法は厳格に規制している。

②判例によると、定款に記載しない財産引受は絶対的に無効であり、成立後の会社が追認しても有効とされない。

過去問チャレンジ



・第10回一問08 次の記述は正しいか。

発起人の受けるべき報酬の額は定款の相対的記載事項であるが、財産引受は定款の相対的記載事項ではない。

【解答】誤り。財産引受も相対的記載事項である。

・第24回一問09 次の記述は正しいか。

XおよびYは、甲株式会社を設立して事業を開始するため、ともに発起人となりその準備を進めている。XおよびYは、甲社の成立を条件として、甲社の営業所に使用する乙建物を甲社が丙社から譲り受けることとし、甲社の設立時に作成された定款に、乙建物の譲受けに関する所定の事項を記載した。この場合、乙建物の譲受けは、会社法上の財産引受けには当たらず、その効力を生じない。

【解答】誤り。財産引受とは、会社の設立手続の段階で、会社の成立を条件として、成立後の会社が特定の事業用財産(営業所、工場用敷地・建物、原材料等)を譲受ける行為をいい、財産引受もその内容を定款に記載又は記録し、かつ原則として裁判所の選任する検査役の調査を受ければその効力が認められる。

・第15回一問06 次の記述は正しいか。

Aは、X株式会社を設立することとし、X社の営業所として使用する土地建物の取得を検討している。

① X社設立に際し、第三者Bからその所有する土地建物を、会社の成立を条件として譲り受けるためには、原則として裁判所の選任する検査役の調査を受けることが必要である。

② Aが第三者Bからその所有する土地建物を、会社の成立を条件として譲り受けるためには、当該譲受に関する一定の事項を定款に記載しなければならない。

【解答】

①:正しい。本肢は財産引受に該当し、原則として裁判所の選任する検査役の調査を受けることが必要である。

②:正しい。Aの行為は財産引受に該当し、財産引受は定款の相対的記載事項に該当する。

・第08回一問08 次の記述は正しいか。

Xは、Y・Zの協力を得て株式会社の設立を企図している。Y・Zとともに発起人組合を結成したXは、会社の営業所を開設するため、会社の設立を条件として、その敷地を購入する契約をAと締結したが、これについては定款に記載しなかった。この場合、当該契約の効果は成立した会社が追認することによって遡及的に会社に帰属する。

【解答】誤り。本記述の契約は、財産引受である(会社法28条2号)。この財産引受は譲渡の目的である財産、その価額、譲渡人の氏名又は名称を定款に定めないと無効であり、たとえ成立後の会社が追認しても、契約の効果を会社に帰属させることはできない(最判昭28.12.3)。

③財産引受については、株主・会社債権者の利益を害するおそれが少ない場合に、検査役の調査を要しない旨の例外が認められている(会社法33条10項)。

(c)会社成立により発起人が受ける報酬その他の特別の利益及びその発起人の氏名又は名称(会社法28条3号)

過去問チャレンジ



・第13回一問10 次の記述は正しいか。

A・B・Cは、発起人となってX株式会社を設立するため、定款を作成しようとしている。

A・B・CがX社の成立により特別の利益を受ける場合には、A・B・Cの氏名と利益の内容を定款に記載しておく必要がある。

【解答】正しい。

・第11回一問03 次の記述は正しいか。

A, B, Cが発起人として、X社から受けるべき報酬の額については、定款でこれを定めなければならない。

【解答】正しい。

(d)株式会社が負担する設立に関する費用(会社法28条4号)

(e)事後設立

①財産引受と関連するものとして、事後設立がある。事後設立は変態設立事項ではないが、財産引受に対する規制の潜脱として行なわれるので、それを防止するため、原則として株主総会の特別決議を要する(会社法467条1項5号・309条2項11号)。

②事後設立とは、株式会社成立後2年以内に、その成立前から存在する財産であって、その事業のために継続して使用するものを取得する契約をいう。

③事後設立については、円滑な事業運営を阻害する面もあることから、その適否の判断は取締役の善管注意義務に委ねる方が合理的と考えられ、平成17年会社法制定により、以下のような改正が行われた。

・検査役の調査制度の廃止

・対象となる財産に関する要件の緩和

・対象となる会社を発起設立又は募集設立によって設立されたものに限定し、組織再編手続によって設立された会社は含まれない旨を明示

(6)任意的記載事項

①任意的記載事項は、当該事項を定款に記載することにより、記載内容が明確化されるという意味がある。他方、その変更は定款変更にあたり株主総会の特別決議によらなければならない。

②「会社の公告方法」は、従来は定款の絶対的記載事項とされていたが、平成17年会社法制定により任意的記載事項とされ、定款に定めがない場合、官報に掲載する方法によるものとされた(会社法939条)。

□ 具体例

株式の名義書換手続、定時株主総会招集時期、総会の議長、取締役・監査役の員数、事業年度、決算期等

過去問チャレンジ



・第16回一問10 次の記述は正しいか。

定時株主総会の招集時期は、株式会社設立に際して、必ず定款に記載しなければならない。

【解答】誤り。定時株主総会の招集時期は任意的記載事項である。

4.設立登記

①実体の形成の後、本店所在地において設立登記をすることによって、会社は成立し法人格を取得する(会社法49条)。即ち、設立登記は会社の成立要件である。

過去問チャレンジ



・第11回一問03 次の記述は正しいか。

X社は、発起人A, B, Cが定款を作成し、全員がこれに署名または記名押印して公証人の認証を受けることにより

成立する。その後行われる設立登記は第三者に対する対抗要件にすぎない。

[解答]誤り。設立登記は会社の成立要件である。

②設立登記は、発起設立、募集設立ともに会社法所定の期日から2週間以内に行うことを要し(会社法911条)、これを怠ると過料に処せられる(会社法976条1号)。

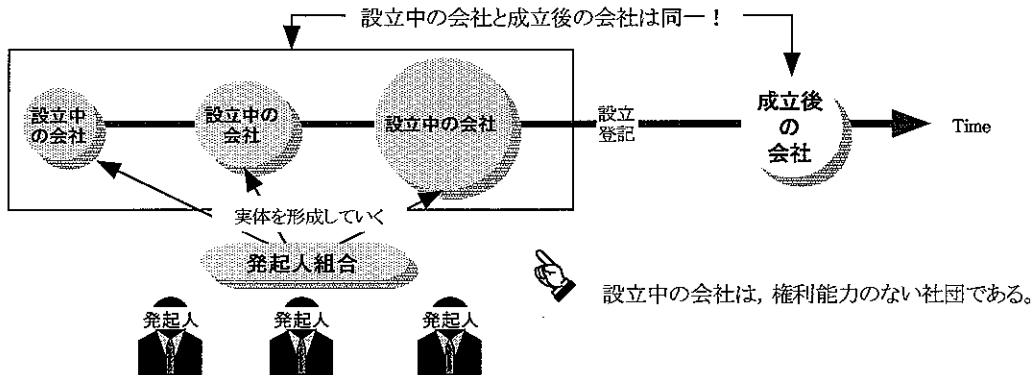
③設立登記により、資本充実の観点から株式引受の無効・取消しが制限される(会社法51条2項)等、様々な付随的効果が生じる。

theme02 設立中の会社と発起人

1. 設立中の会社

発起人がその権限内で行った行為の効果は、会社の成立と同時に、何らの行為を要することなく会社に帰属する。

この点を説明するために、設立中の会社という概念が用いられている。即ち、設立中の会社を権利能力なき社団と捉え、発起人をその機関と位置付けて発起人の行為の効果が設立中の会社の実質的に帰属するとした上で、設立中の会社と設立後の会社の実質的同一性を根拠に、成立後の会社へ帰属すると説明するのである(同一性説)。



会社成立に伴い、設立中の会社の構成員であった株式引受人が株主となり、また設立中に選任された設立時役員等が執行機関・監査機関となる。

2. 発起人の意義・権限

発起人は、設立中の会社の機関として、設立に関する行為につき権限を行使する。

発起人の権限については、以下の点を押さえておけばよい。

- ①定款の作成、株式の引受・払込など設立に際して法律上・経済上必要な行為については及ぶ。
- ②営業行為については及ばない。
- ③開業準備行為のうち、財産引受については及ぶが、それ以外については及ばない。なお、成立後の会社が追認しても、権限外の開業準備行為を会社に帰属させることはできない。

【基礎知識－開業準備行為】

開業準備行為とは、営業所等の敷地・建物・備品や原材料の購入など開業の準備として必要な行為をいう。

過去問チャレンジ



- ・第22回－問08 次の記述は正しいか。

会社法上、設立中の会社における発起人は、定款の作成、株主となる者の募集および自己が引き受けた出資の履行のみを行うことができ、これら以外の行為を行うことはできない。

[解答]誤り。発起人の権限は、定款の作成、株式の引受、払込など会社設立に際して、法律上、経済上必要な行為のほか、開業準備行為のうち、財産引受については一定の要件のもとに及ぶ。

- ・第11回－問03 次の記述は正しいか。

設立中の会社において、発起人A、B、Cの権限は、営業行為には及ばないが、設立後に会社が円滑に営業活動を行うための準備行為には、一定の要件のもとに及ぶとされる。

[解答]正しい。

・第07回一問06 次の記述は正しいか。

発起人は、定款の作成、株式の引受、払込など会社設立に際して、法律上、経済上必要な行為のほか、設立後に会社が円滑に営業活動を行うための準備行為(開業準備行為)についても広く権限を有するというのが判例の立場である。

【解答】誤り。判例は、開業準備行為には、一定の要件のもとに及ぶとする。

・第19回一問06 次の記述は正しいか。

Aは、プラスチック製品の製造業を営む甲株式会社の設立を計画し、自ら発起人となった。

① 甲社の成立前に、Aは、清涼飲料水メーカー乙株式会社との間で、甲社が製造を予定するペットボトルの継続的供給に関する基本契約を締結した。この場合、当該契約の効果は甲社に帰属する。

② Aは、機械メーカー丙株式会社との間で、甲社の成立後にペットボトル製造用の機械を譲り受ける旨の契約を締結し、甲社成立後に定款変更の手続きをとり、所定の事項を定款に記載した。この場合、当該契約の効果は甲社に帰属する。

③ Aは、甲社の定款を作成し、公証人Bの認証を受けた。この場合、Aの行為は発起人の権限内の行為である。

④ Aは、甲社の設立時発行株式の一部を引き受け、所定の期日に払込みを行った。この場合、Aの行為の効果は甲社に帰属する。

【解答】

①:誤り。発起人の権限は、営業行為には及ばない。

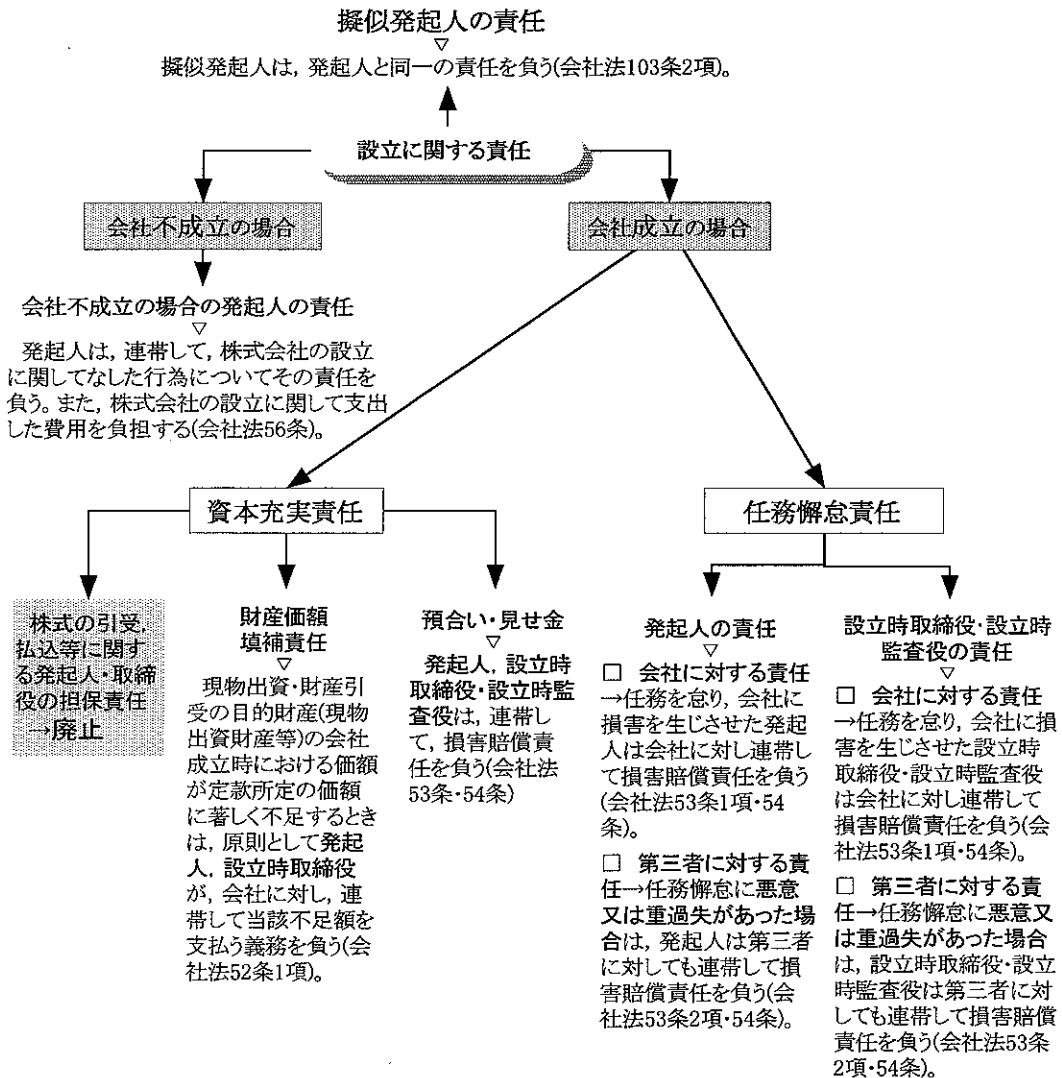
②:誤り。成立後の会社が追認しても、発起人の権限外の開業準備行為を会社に帰属させることはできない。

③:正しい。

④:正しい。定款の作成、株式の引受・払込など設立に際して法律上・経済上必要な行為は、発起人の権限の範囲内である。

theme03 設立に関する責任

会社設立に関する不正を抑止し、会社設立の健全性を図るために、設立関与者(発起人、取締役等)に対して刑事罰・行政罰(過料)(会社法960条・963条～967条・976条等)のほか、以下のような重い民事責任を負わせている。



過去問チャレンジ



・第22回一問08 次の記述は正しいか。

発起人が自ら引き受けた設立時発行株式につき出資の履行をしないため、当該発起人に対し、一定の期日までに
出資の履行をすべき旨の通知がなされたが、当該発起人は期日までに出資の履行をしなかった。この場合、他の発
起人および設立時取締役は、会社法上、連帯して当該出資の履行をする義務を負う。

[解答]誤り。平成17年会社法制定により、株式の引受、払込等に関する発起人・取締役の担保責任は廃止された。

そして、会社法上、発起人のうち出資を履行していない者がある場合は以下のように処理される。

- ①一定の期日を定めて当該出資の履行をしなければならない旨を通知し、この期日までに出資の履行
がないときは、当該発起人は設立時発行株式の株主となる権利を失う(会社法36条)。
- ②募集設立の場合の引受人も、払込の期日又は期間内に払込をしない場合、設立時募集株式の株主と
なる権利を失う(会社法63条)。

過去問チャレンジ



・第20回一問06 次の記述は正しいか。

設立時募集株式の引受人は、所定の払込みの期日または期間内に払込を履行しなければ、当該設立時募集株式
の株主となる権利を失う。

[解答]正しい。

(b)財産価額填補責任

- ①現物出資・財産引受の目的財産(現物出資財産等)の会社成立時における価額が定款所定の価額に
著しく不足するときは、原則として発起人及び設立時取締役が、会社に対し、連帯して当該不足額を支
払う義務を負う(会社法52条1項)。
- ②現物出資・財産引受につき、検査役の調査を受けたときは、現物出資者又は当該財産の譲渡人であ
る発起人・取締役を除き、免責される(会社法52条2項1号)。

過去問チャレンジ



・第21回一問10 次の記述は正しいか。

会社設立時における現物出資の目的財産の価額が定款所定の価額に著しく不足する場合において、当該目的財
産について検査役の調査を受けたときは、発起人および設立時取締役は、原則としてその不足額を支払う義務を負
わないが、当該現物出資をした者はその不足額を支払う義務を負う。

[解答]正しい。現物出資につき、検査役の調査を受けたときは、現物出資者である発起人・取締役を除き、免責さ
れる(会社法52条2項1号)。

・第20回一問06 次の記述は正しいか。

現物出資の目的財産につき検査役の調査を受けていても、当該目的財産の会社成立時における価額が定款所定
の価額に著しく不足する場合、すべての発起人および設立時取締役は、会社に対し、連帯して当該不足額を支払う
義務を負う。

[解答]誤り。現物出資につき、検査役の調査を受けたときは、現物出資者である発起人・取締役を除き、免責される
(会社法52条2項1号)。

・第15回一問06 次の記述は正しいか。

Aは、X株式会社を設立することとし、X社の営業所として使用する土地建物の取得を検討している。X社設立に際
し、第三者Bからその所有する土地建物を、会社の成立を条件として譲り受けた場合、その実価が定款所定の価格に
比べて著しく不足するときでも、Aが発起人としてその差額を支払う義務を負うことはない。

[解答]誤り。Aは発起人としてその差額を支払う義務(財産価格填補責任)を負う。

- ③会社法制定により、財産価格填補責任は、発起設立の場合に限り、過失責任とされた(会社法52条2

項2号・103条1項)。なお、発起人の側が無過失の立証責任を負う。

(c)預合い・見せ金[pretense company; show money]

①株式引受人は、引受価額を現に会社に払込む必要がある。払込が仮想される場合として預合い(あずけあい)と見せ金がある。

預合い ▽	見せ金 ▽
発起人が払込取扱銀行から金銭を借り入れてこれを株式の払込に当てるが、その借入金完済までは払込金の引出しをしない旨約束するものをいう。	発起人が払込取扱銀行以外から一時的に金銭を借り入れてこれを株式の払込に充てるが、会社成立後すぐにこれを引き出して借入金を返済するものをいう。

②これらの行為は、会社に払込金が留保されず、会社の財産的基礎を害する。従って、出資の履行として無効となる。

③発起人、設立時取締役又は設立時監査役は、連帯して、損害賠償責任を負う(会社法53条・54条)。

④預合いについては、預合いを行った者及び事情を認識して預合いに応じた者には刑事罰が科される(会社法965条)。

過去問チャレンジ



・第21回一問10 次の記述は正しいか。

発起人が払込取扱銀行と通謀して、株式の発行にかかる払込みを仮装するため、預合いを行ったときは、当該発起人は会社に対して損害賠償責任を負うが、刑事罰を科されることはない。

[解答]誤り。預合いを行なった者には、刑事罰が科される。

・第24回一問10 次の記述は正しいか。

XおよびYは、甲株式会社を設立して事業を開始するため、ともに発起人となりその準備を進めている。Xが、甲社の株式の発行にかかる払込みを仮装するため預合いを行った場合、当該払込みが無効となるだけでなく、Xに刑事罰が科される可能性がある。

[解答]正しい。

・第07回一問06 次の記述は正しいか。

発起人は、払込取扱銀行から金銭を借り入れてこれを株式の払込に充てるが、借入金返済までの払込金を引き出さない旨の約束をすることを見せ金といい、これについては刑事罰が規定されている。

[解答]誤り。本肢は預合いの説明である。

(2)任務懈怠責任

(a)発起人の損害賠償責任

発起人は、設立中の会社の機関として善管注意義務を果たしつつ、会社の設立という任務を遂行しなければならない。

①会社に対する責任

この任務を怠り、会社に損害を生じさせた発起人は会社に対し連帯して損害賠償責任を負う(会社法53条1項・54条)。会社に対する責任は、総株主の同意がなければ免責されない(会社法55条)。

過去問チャレンジ



・第20回一問06 次の記述は正しいか。

発起人は、その任務を怠って会社に損害を与えたとしても、会社に対してこれを賠償する責任を負わない。

[解答]誤り。発起人は、設立中の会社の機関として善管注意義務を果たしつつ、会社の設立という任務を遂行しなければならない。

・第21回一問10 次の記述は正しいか。

発起人が、会社の設立に関する任務を怠ったことにより会社に損害を生じさせた場合、当該発起人は、会社に対して損害賠償責任を負うが、この責任は総株主の同意があっても免除されない。

[解答]誤り。会社に対する責任は、総株主の同意があれば免責される(会社法55条)。

・第24回一問09 次の記述は正しいか。

XおよびYは、甲株式会社を設立して事業を開始するため、ともに発起人となりその準備を進めている。XおよびYが、甲社の設立についてその任務を怠り、甲社に損害を生じさせた場合、XおよびYは、連帯して、甲社に対しその損害を賠償する責任を負う。

[解答]正しい。

②第三者に対する責任

任務懈怠に悪意又は重過失があった場合は、発起人は第三者に対しても連帯して損害賠償責任を負う(会社法53条2項・54条)。

(b)設立時取締役・設立時監査役の損害賠償責任

設立時の取締役・監査役は、設立中の会社の監督機関として調査義務(会社法46条・93条)を負う。

①会社に対する責任

この任務を怠った取締役・監査役は、会社に対し連帯して損害賠償責任を負う(会社法53条)。

会社に対する責任は、総株主の同意がなければ免責されない(会社法55条)。

②第三者に対する責任

任務懈怠に悪意又は重過失があった場合は、設立時の取締役・監査役は第三者に対しても連帯して損害賠償責任を負う(会社法53条2項・54条)。

2.会社不成立の場合の発起人の責任

会社の不成立とは、会社の設立手続が途中で挫折して、設立登記が行われないうまま終わる場合をいう。この場合、発起人は、連帯して、株式会社の設立に関してなした行為についてその責任を負い、株式会社の設立に関して支出した費用を負担する(会社法56条)。

過去問チャレンジ



・第21回一問10 次の記述は正しいか。

発起人が会社を設立するための手続を進めたが、設立登記が行われず会社が成立しなかった。この場合、会社設立に関して発起人がした行為については、当該行為をした発起人のみがその責任を負い、当該行為に関与していない発起人は責任を負わない。

[解答]誤り。会社不成立の場合、発起人は、連帯して、株式会社の設立に関してなした行為についてその責任を負い、株式会社の設立に関して支出した費用を負担する。

・第20回一問06 次の記述は正しいか。

会社が成立しなかった場合、発起人は、連帯して、会社の設立に関してなした行為についてその責任を負い、会社の設立に関して支出した費用を負担する。

[解答]正しい。会社法56条。

・第07回一問06 次の記述は正しいか。

会社が成立しなかった場合、発起人が既に支出した会社の設立に関する費用は、募集設立の場合には発起人および株式引受人が負担するが、発起設立の場合には発起人のみが負担することになる。

[解答]誤り。会社不成立の場合には、募集設立であれ、発起設立であれ、設立のために支出した費用は発起人の負担となる。

・第24回一問09 次の記述は正しいか。

XおよびYは、甲株式会社を設立して事業を開始するため、ともに発起人となりその準備を進めている。XおよびY

が甲社を設立する手続を中止し、甲社が成立しなかった場合、XおよびYは、連帯して、甲社の設立に関してした行為についてその責任を負い、甲社の設立に関して支出した費用を負担する。

[解答]正しい。

3. 擬似発起人の責任

①擬似発起人とは、募集設立を行った場合に、発起人以外の者で、当該募集の広告その他当該募集に関する書面又は電磁的記録に、自己の氏名又は名称及び株式会社の設立を賛助する旨を記載し、又は記録することを承諾した者をいう。

②擬似発起人は、発起人とみなされ、発起人と同一の責任を負う(会社法103条2項)。

過去問チャレンジ



・第21回一問10 次の記述は正しいか。

募集設立において、発起人以外の者で当該募集の広告に自己の氏名・名称および株式会社の設立を賛助する旨を記載することを承諾した者は、発起人とみなされ、発起人と同一の責任を負う。

[解答]正しい。

第3節 株式と株券および株主名簿

theme01 株式の意味と株主の権利

①株式とは、細分化された均一的な割合的単位の形をとる株式会社の社員たる地位をいう。この株式の所有者のことを株主という。

【趣旨】社員の地位が細かく単位化されているのは多数の者が出資しやすくするためである。また、均一的な割合的単位とされているのは法律関係の処理の便宜を図るためである。

②株式は均一性を有するので、1人で数株を保有する者は、その株式数だけ株主の地位を有することになる(持分複数主義)。この点で、社員が出資額に応じて大きさの異なる1個の地位を有する人的会社(持分単一主義)と異なる。

③株式を1株未満に細分することはできない。

1.株主の権利・義務

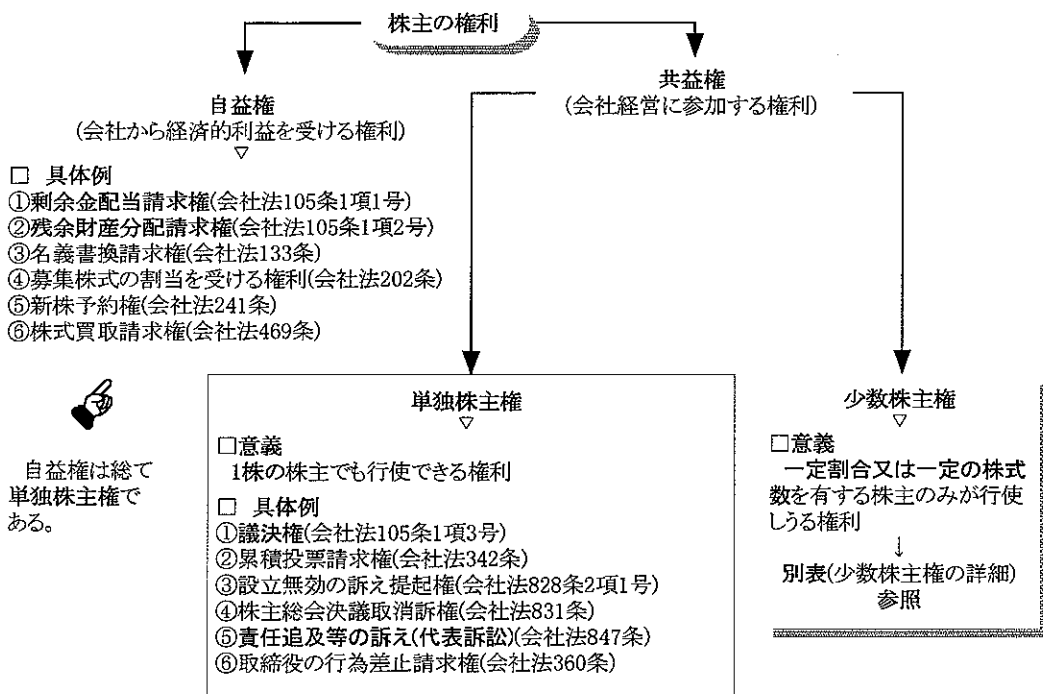
(1)義務

株主は、株式の引受価額を限度とする出資義務を負うだけであり、それ以外に義務を負わない(有限責任の原則:会社法104条)。

(2)権利

①株主の権利は大別して、自益権と共益権に分かれる。

②定款によっても、剰余金の配当を受ける権利及び残余財産の分配を受ける権利の全部を奪うことはできない(会社法105条2項)。



【基礎知識—責任追及等の訴え(いわゆる株主代表訴訟)】

取締役の責任は本来は会社自身が追及すべきであるが、会社経営陣の同僚意識などからその責任追及が行われない可能性がある。そこで、個々の株主に、自ら会社のために取締役に対する会社の権利を行使し訴えを提起することを認めた(会社法847条参照)。

過去問チャレンジ



- ・第11回一問10(改題) 次の記述は正しいか。

株主の剰余金配当請求権は、共益権の1つである。

[解答]誤り。自益権の一つである。

- ・第16回一問02 次の記述は正しいか。

X株式会社は、コンピュータ・ソフトウェアの製造・販売を業とする会社である。X社の取締役Aは、自らが個人の事業として、X社が製造販売中及び製造準備中のソフトウェアと同種のソフトウェアをX社の取締役会の承認を得ることなく販売し、これによりX社に損害が発生した。

X社がAに対する損害賠償請求を怠っている場合、一定の要件を充たすX社の株主は、X社に代わって、Aに対して損害賠償請求訴訟を提起することができる。

[解答]正しい。

《少数株主権の詳細》

	要件	権利
1%グループ	総株主の議決権の1%以上を所有する株主(公開会社である取締役会設置会社では6ヶ月前より引き続き所有していることが必要)	総会に関する検査役の選任請求権(会社法306条)
	公開会社において総株主の議決権の1%以上かつ300個以上を6ヶ月前より引き続き所有する株主(公開会社でない取締役会設置会社では6ヶ月前より引き続き所有しなくともよく、取締役会設置会社でない場合は単独株主権)	総会の議題・議案提案権(会社法303条)
3%グループ	総株主の議決権の3%以上を所有する株主	①帳簿閲覧権(会社法433条)、 ②業務・財産調査のための検査役選任請求権(会社法358条)
	総株主の議決権の3%以上を6ヶ月前より引き続き所有する株主(非公開会社では6ヶ月前より引き続き所有しなくともよい)	株主総会招集権及び同請求権(会社法297条)
	総株主の議決権の3%以上かつ発行済み株式の3%以上を6ヶ月前より引き続き所有する株主(非公開会社では6ヶ月前より引き続き所有しなくともよい)	①役員の解任請求権(会社法854条)、②清算人の解任請求権(会社法479条)
10%グループ	総株主の議決権の10%以上を所有する株主	会社更生手続開始の申立(会社更生法17条2項2号)
	総株主の議決権の10%以上かつ発行済み株式の10%以上を所有する株主	会社解散請求権(会社法833条)

過去問チャレンジ



- ・第06回一問05

公開会社である株式会社における次の①～⑤の少数株主権のうち、発行済株式総数の3%以上を保有していることのみが行使の要件となっているものを1つだけ選びなさい。

- ①取締役の解任請求権 ②帳簿閲覧権 ③会社解散請求権 ④株主総会の議題・議案提案権
⑤株主総会招集請求権

[解答]②

2.株主平等原則

(1)株主平等原則とは

①株主平等原則とは、株主は、株主としての資格に基づく法律関係については、原則として、その有する株式の数に応じて平等の取扱を受けるとする原則をいう(会社法109条1項)。

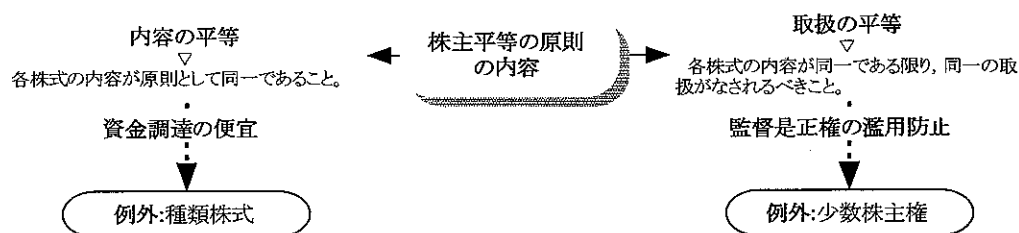
【趣旨】株式は、均一的な割合的単位として構成されている。従って、株式、即ち、社員たる地位は会社との関係では平等に取り扱われるべきことは当然である。これを帰属者たる株主の面から表現したのが株主平等原則である。

②株主平等原則は、一方で、株式の数を標準として形式的・機械的に平等の取扱をすることができ、資本多数決の原理を貫くことができる。他方で、多数決の濫用や、取締役の恣意的な権限行使から、少数派株主を保護する機能を営んでいる。

(2)株主平等原則の内容

①株主平等原則は、各株式の内容が平等であって(内容の平等)、かつそれを前提に各株式の取扱いが平等であること(取扱いの平等)を内容とする。

②しかし、資金調達 の便宜などの観点から、異なる種類の株式(種類株式)の発行が認められており、濫用防止の観点から、共益権行使に関し少数株主権において保有期間の設けられる場合がある等、例外も存在する。また、非公開会社については、定款の定めにより、会社法105条1項各号に掲げる株主の基本的権利について、株主ごとに異なる取扱いを行うことができるという例外が認められた(会社法109条2項)。これにより、1人1議決権や社員全員同額配当等が認められる。



(3)株主平等原則違反の効果

株主平等の原則は、株式会社の強行法的基本原則であるから、これに違反する定款規定、株主総会決議、取締役会決議、代表取締役の業務執行行為は全て無効である。但し、不利益な待遇を受ける株主の承諾があれば差し支えない。

theme02 異なる種類の株式

1.異なる種類の株式(種類株式)とは

①株主平等原則の例外の1つとして、会社法は一定の範囲内で異なる種類の株式(種類株式)を定款で定めることを認めている。

【趣旨】 多様な種類の株式を用意することで、大衆の多様な需要にこたえ、資金調達を容易にするため。

会社法は、従来の数種の株式を種類株式として整理し、さらに株式の強制消却に相当する取得条項付株式や定款による譲渡制限を付した譲渡制限株式もこの種類株式に含めることとした。

②種類株式を発行するには、定款に種類株式を発行すること及びその株式の内容・数を定めなければならない(会社法108条)。

過去問チャレンジ



・第21回一問03 次の記述は正しいか。

株式会社が内容の異なる2以上の種類の株式を発行する場合、当該株式会社は、発行できる種類株式の数のほか、会社法所定の事項を定款で定めなければならない。

【解答】正しい。

③種類株式を発行した会社が株式の種類の追加等、会社法322条所定の行為をし、ある種類株主に損失を及ぼすおそれがあるときは、原則としてその種類株主総会の決議が必要となる(会社法322条)。

2.種類株式の種類

	種類株式	定義
1	優先株・劣後株・混合株	剰余金の配当、残余財産の分配について一般の株式(普通株)に比べて優先的取扱いを受ける株式を優先株、劣後的取扱いを受ける株式を劣後株という。ある点では優先的取扱いであるが他の点では劣後的取扱いを受ける株式を混合株という(会社法108条1項1号2号)。
2	議決権制限株式	議決権制限株式とは、株主総会において議決権を行使できる事項について、一定の制限が課されている株式である(会社法108条1項3号)。
3	譲渡制限株式	譲渡制限株式とは、株式会社がその発行する全部又は一部の株式の内容として、譲渡による当該株式の取得について、当該株式会社の承認を要する旨の定めを設けている場合における当該株式をいう(会社法2条17号)。
4	取得請求権付株式	取得請求権付株式とは、株式会社がその発行する全部又は一部の株式の内容として、株主が当該株式会社に対して、当該株式の取得を請求することができる旨の定めを設けている場合における当該株式をいう(会社法2条18号)。
5	取得条項付株式	取得条項付株式とは、株式会社がその発行する全部又は一部の株式の内容として、当該株式会社が一定の事由が生じたことを条件として、当該株式を取得することができる旨の定めを設けている場合における当該株式をいう(会社法2条19号)。
6	全部取得条項付種類株式	全部取得条項付種類株式とは、株式会社が、株主総会の決議によって、その種類の株式全部を取得することができるものをいう。
7	種類株主に拒否権を認められた種類株式	種類株主に拒否権を認めた種類株式とは、株主総会、取締役会、清算人会において決議すべき事項のうち、当該決議のほか、当該種類株式の種類株主総会の決議があることを必要とするもので、「黄金株」とも呼ばれる。
8	種類株主総会で取締役・監査役を選任できる株式	種類株主総会で取締役・監査役を選任できる株式とは、当該種類株式の種類株主総会において取締役又は監査役を選任することを認めるものである(会社法108条1項9号)。

①会社は、譲渡制限株式、取得請求権付株式、取得条項付株式については、全部の株式の内容とすることもできる(会社法107条)。但し、この場合は内容の異なる複数の株式が存在することにならないので、発行される株式は種類株式とはならない。

②105条1項各号に規定する株主平等原則の例外を定款で定めた場合、異なる取扱いを受ける株主の有する株式は、異なる取扱いを受ける権利に関する事項について、内容の異なる種類株式とみなされる(会社法109条3項)。

以下、具体的に検討する。

(1)優先株[preference share : preferred share]・劣後株[deferred share]・混合株(会社法108条1項1号2号)

①剰余金の配当、残余財産の分配について一般の株式(普通株)に比べて優先的取扱いを受ける株式を優先株、劣後的取扱いを受ける株式を劣後株という。

②ある点では優先的取扱いであるが他の点では劣後的取扱いを受ける株式を混合株という。

過去問チャレンジ



・第20回一問10 次の記述は正しいか。

株式会社は、剰余金の配当について内容の異なる複数の種類の株式を発行することができる。

【解答】正しい。

・第12回一問07(改題) 次の記述は正しいか。

優先株とは、普通株式に比べて優先的取扱いを受ける株式であり、劣後株とは、普通株式に比べて劣後的取扱いを受ける株式であるが、このような株式は、剰余金の配当についてのみ認められる。

【解答】誤り。剰余金の配当、残余財産の分配について一般の株式(普通株)に比べて優先的取扱いを受ける株式を優先株、劣後的取扱いを受ける株式を劣後株という。「剰余金の配当についてのみ」という点が間違い。

(2)議決権制限株式(会社法108条1項3号)

①議決権制限株式とは、株主総会において議決権を行使できる事項について、一定の制限が課されている株式である。

②公開会社においては、この議決権制限株式の数が発行済株式総数の2分の1を超えた場合、会社は、直ちにこれを2分の1以下にするため必要な措置をとらなければならない(会社法115条)。

過去問チャレンジ



・第11回一問01 次の記述は正しいか。

株主は、その有する株式の種類を問わず、一株式につき一議決権を有する。

【解答】誤り。議決権制限株式では一定の事項について、議決権を行使できない場合がある。

(3)譲渡制限株式(会社法108条1項4号)

譲渡制限株式とは、株式会社がその発行する全部又は一部の株式の内容として、譲渡による当該株式の取得について、当該株式会社の承認を要する旨の定めを設けている場合における当該株式をいう(会社法2条17号)。これは従来の定款による株式の譲渡制限を、株式の内容として構成したものである。従って、会社が発行する株式の一部について譲渡制限を行うことが可能となった(会社法108条1項4号)。

※譲渡制限株式は、取得条項付株式又は黄金株と組み合わせることにより、敵対的買収に対する防衛策として用いることもできる。

【基礎知識】

1. 黄金株とは、種類株式の一種で、株主総会での拒否権を与えられた株式のことをいう(会社法108条1項8号)。即ち、敵対的買収によって合併される事態に陥っても、その議案を否決することのできる特別な株式をいう。黄金株は別名「拒否権付き株式」ともいう。株主総会で合併を拒否する権利を行使するためには一株で良いので、一株だけの発行を認めている国が多い。現在は普通株と同じく自由に譲渡することができ、敵側に渡ってしまう危険もあるため、上場企業が導入するケースは少ないといわれている。

2. 敵対的買収とは、買収先の経営陣や親会社の事前の同意がないにもかかわらず、株式市場や既存の株主から株式を買い集めて企業買収することをいう。敵対的買収は通常TOB(take-over bid)という手法で行なわれる。TOBは「株式公開買い付け」と呼ばれ、買収する側が、ある企業の買収を新聞などで公告、買収する株価や期限などを明示して既存の株主から株式を買い集める。もっとも、TOBは会社の自社株買い取りや、友好的な企業買収にも使われる手法なので、必ずしも敵対的買収の手法ではない。

過去問チャレンジ



・第20回一問10 次の記述は正しいか。

株式会社は、その発行する株式の全部または一部について、譲渡による当該株式の取得につき会社の承認を要する旨を定款で定めることにより、譲渡制限株式とすることができる。

[解答]正しい。

(4) 取得請求権付株式(会社法108条1項5号)

①取得請求権付株式とは、株式会社がその発行する全部又は一部の株式の内容として、株主が当該株式会社に對して、当該株式の取得を請求することができる旨の定めを設けている場合における当該株式をいう(会社法2条18号)。

②取得請求権付株式を発行する場合は、その取得の対価等を定款で定めなければならない。

【基礎知識】

1. 転換予約権付株式とは、株主に他の種類の株式に転換することを請求できる転換予約権を与えて、定款の定めにより発行される株式である。いわば株主の希望で、他の種類の株式に転換できる株式のことである。

2. 償還株式とは、発行の当初から配当利益(現行会社法においては剰余金の配当)で消却することが予定されている株式をいう。

③取得請求権付株式の取得の対価は、定款の規定により、当該会社の社債、新株予約権、新株予約権付社債その他の財産(会社法107条2項2号)、株式(種類株式発行会社の場合のみ:会社法108条2項5号)と定めることができる。

(5) 取得条項付株式(会社法108条1項6号)

①取得条項付株式とは、株式会社がその発行する全部又は一部の株式の内容として、当該株式会社が一定の事由が生じたことを条件として、当該株式を取得することができる旨の定めを設けている場合における当該株式をいう(会社法2条19号)。

②取得の対価等を定款で定めなければならない。

(6) 全部取得条項付種類株式(会社法108条1項7号)

全部取得条項付種類株式とは、株式会社が、株主総会の決議によって、その種類の株式全部を取得することができるものをいう。この株主総会決議は特別決議である(会社法171条1項・309条2項3号)。

※これにより、取得条項付株式と同様、会社は強制的に株式の種類を転換できる種類株式を発行することが可能となり(例えば、議決権の制限のない株式を無議決権株式に転換)、これを敵対的買収に対する防衛策として用いることもできる。

(7) 種類株主に拒否権を認めた種類株式(会社法108条1項8号)

種類株主に拒否権を認めた種類株式とは、株主総会、取締役会、清算人会において決議すべき事項のうち、当該決議のほか、当該種類株式の種類株主総会の決議があることを必要とするものである。これは「黄金株」とも呼ばれる。

(8) 種類株主総会で取締役・監査役を選任できる株式(会社法108条1項9号)

①種類株主総会で取締役・監査役を選任できる株式とは、当該種類株式の種類株主総会において取締役又は監査役を選任することを認めるものである。

②委員会設置会社及び公開会社では、この種類株式を発行することはできない(会社法108条1項但書)。

theme03 無額面株式・単元株

1. 無額面株式

①無額面株式とは、額面のない株式、即ち、株券に券面額の記載がなく単にその表章する株式数のみが記載される株式である。

②無額面株式と資本金の関係は以下のとおりである。

原則: 設立又は株式の発行に際して株主となる者が当該株式会社に対して払込又は給付をした財産の額が資本金の額となる(会社法445条1項)。

例外: 払込又は給付に係る額の2分の1を超えない額は資本金に計上しないことができる(会社法445条2項)。そして、この規定により資本金に計上しないこととした額は、資本準備金として計上しなければならない(会社法445条3項)。

2. 単元株

①単元株制度とは、定款により一定数の株式を一単元の株式と定め、一単元の株式につき一個の議決権を認めるが、単元未満の株式には議決権を認めない制度をいう(会社法188条以下)。単元株制度は、株主管理コストの節減と株式の流動性確保との調整を図りたい会社のための制度である。

過去問チャレンジ



・第12回一問07 次の記述は正しいか。

単元株制度とは、定款により一定数の株式を一単元の株式と定め、一単元の株式につき一個の議決権を認めるが、単元未満の株式には議決権を認めない制度である。

[解答]正しい。

②一単元の株式の数については定款をもって自由に定めることができるが、法務省令で定める数を超えることはできない(会社法188条2項)。

③単元未満株主については、残余財産分配請求権等を除き、定款の定めにより、その権利の全部又は一部を制限することができる(会社法189条2項)。

過去問チャレンジ



・第21回一問03 次の記述は正しいか。

定款に単元株式数を定めている株式会社は、残余財産分配請求権などの一定の権利を除き、単元未満株主が行使できる権利を定款の定めにより制限することができる。

[解答]正しい。

theme04 株券

1. 株券

(1)株券とは

①株券とは、株式を表章する有価証券である。

②株券の記載事項は法定されている(会社法216条)。また、一枚の株券に複数の株式を表象することができる。実務上、株券の種類は、定款又はその授權に基づく株式取扱規則(規程)で規定されている。

過去問チャレンジ



・第13回一問06 次の記述は正しいか。

株券とは、株式を表章する有価証券である。

[解答]正しい。

(2)株券は有価証券である

①株券も有価証券である。従って、権利の移転及び行使は原則として、証券によって行われる。しかし、会社に対する権利行使は株主名簿の記載に基づいて行われる。

【基礎知識－有価証券】

有価証券とは、権利の移転に証券の交付を、権利の行使に証券の呈示が必要なものをいう。

②株券の記載事項は法定されており(会社法216条)、要式証券性を有する。しかし、株券は手形・小切手と異なり、文言証券性を持たず、また、設権証券性も有しない。

【基礎知識】

1.要式証券とは、記載事項が法定されている有価証券をいう。要式性の程度は一樣ではなく、手形・小切手のように法定の記載事項を1つでも欠けば原則として証券は無効となり、また法定の記載事項以外の事項を任意に記載することも許されず、要式性が厳格に要求されているものと、株券・貨物引換証などのように要素的な事項以外の法定の記載事項を欠いても証券が無効とならないものがある。

2.文言証券とは、証券の表章する権利の内容・範囲が、証券記載の文言により定まる有価証券をいう。

3.設権証券とは、証券に表章する権利がその証券の作成によって初めて発生する有価証券をいう。

過去問チャレンジ



・第13回一問06 次の記述は正しいか。

株券は、手形・小切手と同様に、文言証券性・設権証券性を有する。

【解答】誤り。株券は文言証券性・設権証券性を有しない。

2.株券の発行

(1)株券不発行の原則

株券は不発行が原則である。

【趣旨】平成17年会社法制定以前は、会社は、成立後又は新株払込期日以後、遅滞なく株券を発行しなければならず、会社は株券の発行・流通・保管等に伴うコストを負担し、株主も紛失・盗難・偽造等のリスクを負っていたため。

過去問チャレンジ



・第13回一問06(改題) 次の記述は正しいか。

株式会社は、株主となる者の払込が完了したら、会社の成立後、必ず、遅滞なく株券を発行しなければならない。

【解答】誤り。株券は不発行が原則である。

(2)株券発行会社

株式会社は、その株式に係る株券を発行する旨を定款で定めることもできる(会社法214条)。この定款の定めがある会社を株券発行会社という(会社法117条6項)。

原則:株券発行会社では、株式を発行した日又は株式の併合・分割がその効力を生じた日以後遅滞なく、株券を発行しなければならない(会社法215条1項～3項)。

例外:公開会社でない株券発行会社の場合は、株主から請求がある時までは、株券を発行しなくても差し支えない(会社法215条4項)。

過去問チャレンジ



・第19回一問08 次の記述は正しいか。

会社法上の公開会社が、その株式にかかる株券を発行する旨を定款で定めている場合において、当該会社が株式を発行するときは、その日以後遅滞なく株券を発行しなければならない。

【解答】正しい。

3.株券不所持制度

①株主から不所持の申出を受けた会社は、遅滞なく、株券を発行しない旨を株主名簿に記載又は記録しなければならない。株券が発行されている場合、株券の不所持を申し出た株主は株券を会社に提出しなければならない。当該株券は株主名簿への記載・記録がなされた時点で無効となる(会社法217条)。

【趣旨】株式を譲渡するつもりがない株主にとっては、株券は不要であり、逆に株券を所持していると、それを喪失した場合には第三者に善意取得(会社法131条2項)される危険があるため。

過去問チャレンジ



・第13回一問06(改題) 次の記述は正しいか。

株券の所持を望まない株主は、会社に対して株券不所持の申出をすることができる。この申出を受けた会社は、遅滞なく株券不発行の旨を株主名簿に記載もしくは記録しなければならない。

【解答】正しい。

②不所持の申出をなした株主は、いつでも株券の発行を会社に請求できる。

過去問チャレンジ



・第19回一問08 次の記述は正しいか。

会社法上の株券発行会社において、株主が会社に対し株券の不所持の申し出をした場合、当該株主はその申し出をした後は、株券の発行を会社に請求することはできない。

【解答】誤り。不所持の申出をなした株主は、いつでも株券の発行を会社に請求できる。

③定款に単元未満株式にかかる株券を発行をしない旨を定めていない場合は、単元未満株券を発行できるため(会社法189条3項参照)、株券不所持の申出をした単元未満株主が株券の交付を請求したときは、単元未満株券が交付される。

4.株券喪失登録

①株券喪失登録とは、株主が株券を喪失した場合に、株券が善意取得されることを防止するため、会社に対し株券喪失登録の手続をとることにより、株券を無効にすることができるとする制度である(会社法221条以下)。

②株券を喪失した株主は、株券の発行会社に対して、株券喪失登録の請求をすることができ(会社法223条)、株券喪失登録がされた株券は、株券喪失登録日の翌日から起算して1年を経過した日に無効となる(会社法228条第1項)。

過去問チャレンジ



・第19回一問08 次の記述は正しいか。

会社法上の株券発行会社において、株主が株券を紛失した場合、公示催告および除権決定の手続を経なければ自ら紛失した株券を無効とすることはできない。

【解答】誤り。株券を喪失した場合には、公示催告・除権決定は用いられず、株券喪失登録制度が用いられる。

theme05 株主名簿

1.意義

①株主名簿とは、株主及び株式に関する事項(株券発行会社においては株券に関する事項を含む)を記載又は記録した帳簿又は電磁的記録である。

②株式会社は必ず株主名簿を作成し(会社法121条)、会社の本店又は会社に代わって株主名簿に関する事務を代行する株主名簿管理人の営業所に備え置かなければならない(会社法125条1項)。

【趣旨】株主が権利行使の都度株券を会社に提出しなければならないとすることは煩雑であるので、株主管理事務の円滑化を図る技術として、株主名簿制度が設けられている。

過去問チャレンジ



・第14回一問05(改題) 次の記述は正しいか。

- ① 株主名簿とは、株主及び株式に関する事項を記載した帳簿であり、会社法上、その作成が必要とされている。
- ② 株主名簿は、会社の本店、または会社に代わって株主名簿に関する事務を代行する株主名簿管理人の営業所に備え置かなければならない。

【解答】

- ①:正しい。
- ②:正しい。

・第13回一問06 次の記述は正しいか。

会社は株主名簿を作成するが、株主名簿は会社の事務処理の便宜上作成されるものにすぎず、株主としての権利行使は、株主総会の当日、株券所有者が株券を会社に呈示して行わなければならない。

【解答】誤り。名義書換を行えば、株主の会社に対する権利行使については株券を呈示する必要はない。

2.株主名簿の効力

(1)名義書換未了株主は会社に対抗できない。

①株式の移転(譲渡)は、取得者の氏名又は名称及び住所を株主名簿へ記載又は記録(いわゆる株主名簿の名義書換え)しなければ、会社その他の第三者に対抗できない(会社法130条)。株券発行会社では株主名簿の名義書換は会社に対する対抗要件である。

※株式の質入についても同様である(会社法147条)。

過去問チャレンジ



・第10回一問07 次の記述は正しいか。

X会社の株主Aは、Bに対して株式を譲渡し、株券も交付したが、株主名簿の書換は行っていない場合、AB間では株式譲渡の効力は発生しているが、BはX会社に自己が株主であることを対抗することはできない。

【解答】正しい。

・第21回一問03 次の記述は正しいか。

株式を譲渡により取得した者が、当該株式を発行した会社に株式の譲渡を対抗するには、自己の氏名または名称および住所を株主名簿に記載または記録することを要する。

【解答】正しい。

・第14回一問05 次の記述は正しいか。

株式の移転は、取得者の氏名・住所の株主名簿への記載または記録がなければ、これを会社に対抗できない。

【解答】正しい。

②名義書換えの請求は、原則として株式取得者と、その取得した株式の株主として名簿に記載又は記録されている者とが共同してしなければならない(会社法133条)。

(2)会社の免責

会社は株主名簿の記載又は記録をもとに株主への通知・催告を行えば足り、その発信がなされれば、通常到達すべきであった時に到達したものとみなされる(会社法126条1項・2項)。

※登録株式質権者についても同様である(会社法150条)。

過去問チャレンジ



・第14回一問05 次の記述は正しいか。

会社は、株主名簿の記載または記録をもとに株主への通知・催告を行えばよいとされているが、この通知・催告は、発信をするだけでなく、名簿上の株主に到達しなければ通知・催告をしたものとはみなされない。

[解答]誤り。会社は株主名簿の記載又は記録をもとに株主(登録質権者を含む)への通知・催告を行えばよく、発信が行われれば、通常到達すべき時に到達したものとみなされる。

3.株主名簿の基準日

(1)株主名簿の閉鎖制度は廃止

株式上の権利を行使すべき者を確定するための制度として、以前は、株主名簿の閉鎖制度と基準日制度を設けていた。しかし、平成16年商法改正により、両者は基準日制度に一本化され、株主名簿の閉鎖制度は廃止され、会社法もこれを承継している。

【基礎知識—株主名簿の閉鎖期間制度vs基準日制度】

- 1.株主名簿の閉鎖期間制度とは、一定の期間(3ヵ月以内)株主名簿の記載又は記録の変更を停止して株主等を固定する制度をいう。
- 2.基準日制度とは、株主名簿の記載又は記録の変更は行なうが、一定の基準日(権利行使日の前3ヵ月以内)に名簿に記載又は記録されている者をもって株主等とみなす制度をいう。

(2)基準日制度とは

基準日制度とは、以下のような制度である。

- ①株式会社は、一定の日(基準日)を定め、基準日において株主名簿に記載又は記録されている株主(基準日株主)を、その権利を行使することができる者と定めることができる(登録株式質権者に準用:会社法124条)。
- ②株主総会における議決権については、株式会社は、基準日後に株式を取得した者の全部又は一部を、当該権利を行使することができる者と定めることができる(会社法124条4項)。

過去問チャレンジ



・第19回一問08 次の記述は正しいか。

会社法上、株式会社は、一定の日を基準日と定め、基準日において株主名簿に記載または記録されている株主を、その権利を行使することができる者と定めることができる。

[解答]正しい。

・第14回一問05(改題) 次の記述は正しいか。

会社は、株主総会において議決権を行使した配当を受ける株主等を確定するため、一定期間株主名簿の記載または記録の変更を停止して株主等を確定する株主名簿の閉鎖制度、あるいは株主名簿の記載または記録の変更は行なうが、一定の基準日に名簿に記載または記録されている者をもって株主等とみなす基準日制度を利用することができる。なお、この両制度は併用することも可能である。

[解答]誤り。平成16年の商法改正により、基準日制度と株主名簿の閉鎖制度は基準日制度に一本化され、株主名簿の閉鎖制度は廃止された(商法224条の3)。これは平成17年に制定された会社法にも引き継がれている。